

コミュニティ・スクールの現状と方向性に関する一考察

横江 信一*

A Study on the Current Status and Future Direction of Community Schools

Shinichi YOKOE*

**Department of Human Education, Faculty of Human Studies,
Ishinomaki Senshu University, Ishinomaki 986-8580, Japan*

1. はじめに

児童生徒が学ぶ学校を取り巻く課題は多様化し煩雑化している。児童生徒の豊かな成長に向け、学校が教育に集中するには、学校・家庭・地域との役割分担と協力が欠かせない。一方、少子高齢化に歯止めがかからない中で、地域において、学校との連携を深めることには大きな意義がある。

しかし、学校運営の状況が地域住民や保護者等に分かりにくく、学校の閉鎖性や画一性等の指摘がある中、時代の変化に応じて、地域住民や保護者等から、学校教育に対する多様かつ高度な要請や、開かれた学校運営を求める声が寄せられるようになっていくこと等を背景とし、2004年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、学校運営協議会制度が導入された。これは、2000年の学校評議員制度による学校と地域との連携を更に一段階進め、地域の力を学校運営そのものに生かす発想からくるものである。¹⁾

学校運営協議会は、地域住民や保護者等の側に自らが学校の運営に積極的に参画することによって、自分たちの力で学校をより良いものにしていくとする意識の高まりを的確に受け止め、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みとして意義を持つ。国は、制度導入後学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールと称する²⁾が2017年3月の法改正で、学校運営協議会を「置くことができる」から「置くように努めなければならない」と努力義務になったことから、現在においてコミュニティ・スクールを導入している学校の現状と今後の方向性を探ってみたい。

2. 学校と地域の連携に関する動向

2.1 コミュニティ・スクールの捉え方

保護者や地域住民が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」制度は、前述のとおり2004年に制定された。この「学校運営協議会」のある学校をわが国ではいわゆる「コミュニティ・スクール」と呼んでいる。

これは、2000年に導入された学校評議員制度による学校と地域の連携を更に一步進め、地域の力を学校運営に生かす発想からくるものである。

文部科学省によれば、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、「学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる『地域とともにある学校』への転換を図るための有効な仕組み」であり、「コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる³⁾」としている。

地教行法第47条の5に基づいて教育委員会が学校に設置する学校運営協議会の主な役割は、

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができること。
- ③教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができること。以上の3点である⁴⁾。

学校運営協議会の主な役割としては、校長が作成する学校運営の基本方針の承認や学校運営に関する意見を校長に述べるがほとんどである。

コミュニティ・スクールの仕組みを図1に示す。

*石巻専修大学人間学部人間教育学科

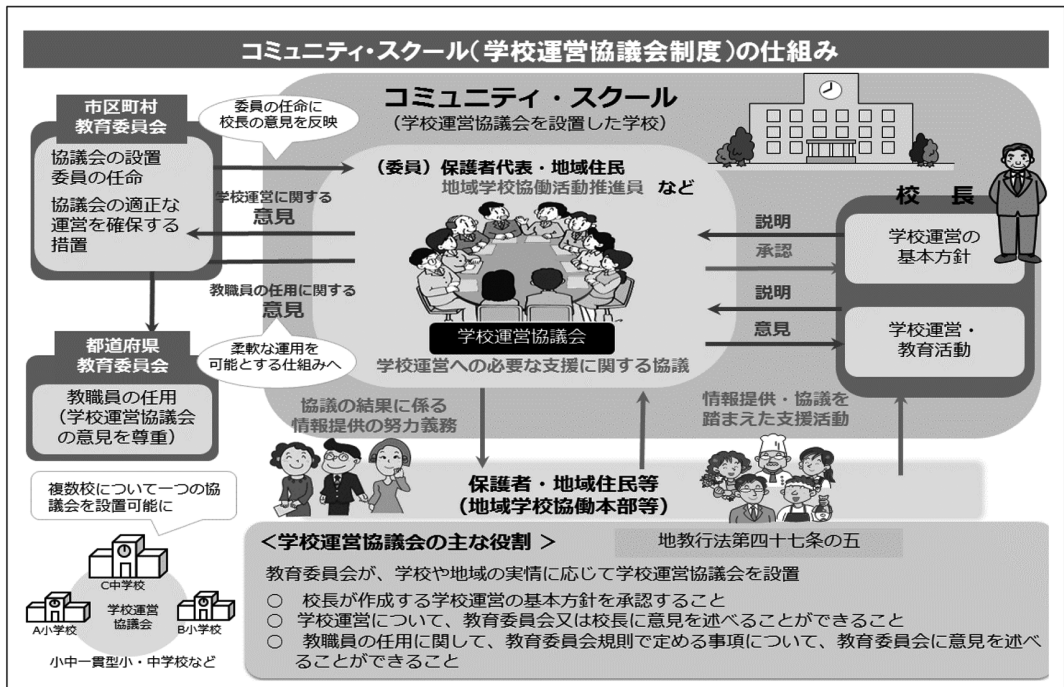


図1 コミュニティ・スクールの仕組み³⁾

2.2 「学校運営協議会」及び「地域学校協働活動」の実施状況調査結果

文部科学省では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進している。2023年度（令和5年5月1日現

在）の結果は以下のとおりである。⁵⁾

表1「学校運営協議会」を置く学校とは、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することであり、表2の「地域学校協働本部」とは、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、2015年の中央教育審議会の答申で提言されたものである。

表1では、全国における公立学校の半数程度は「学校運営協議会」を導入し、表2の「地域学校協働本部」を整備している公立学校数は、6割を超えている。公立学校の「学校運営協議会」導入学校数以上に「地域学校協働本部」の整備率が高いのは、自治体の実情に応じた地域と学校が連携した取組が行われていることが理解できる。さらに、図1に示されているように、地方公共団体の教育委員会のリーダーシップのもとに学校経営が円滑に進められる条件整備として「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」が連動していることが分かる。

いずれにしても、連携の体制は様々な形態があ

表1 「学校運営協議会」を置く学校の割合
(公立学校の導入校数)

2022年度	2023年度	増減
15,221校 (42.9%)	18,135校 (52.3%)	2,914校増

(うち、小・中・義務教育学校数)

2022年度	2023年度	増減
13,519校 (48.6%)	16,131校 (58.3%)	2,612校増

表2 「地域学校協働本部」を置く学校の割合
(公立学校の整備校数)

2022年度	2023年度	増減
20,568校 (57.9%)	21,144校 (61.0%)	576校増

(うち、小・中・義務教育学校数)

2022年度	2023年度	増減
19,256校 (69.2%)	19,812校 (71.7%)	556校増

り得るため、「地域学校協働本部」について法律上の規定はないものの、改正後の社会教育法の第5条及び第6条の規定では、教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供するに当たって、地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められており、「地域学校協働本部」の整備のための支援もその取組の一つである。

2015年度に実施したコミュニティ・スクールに関する実態調査（以下「27年度調査」）¹⁾によると、コミュニティ・スクールに指定した理由（教育委員会が回答）として、以下の理由が挙げられている。

- ・学校を中心としたコミュニティづくりに有効だと考えたから
- ・学校支援活動の活性化に有効と考えたから
- ・学校改善に有効と考えたから
- ・教職員の意識改革に有効と考えたから
- ・学校評価の充実が有効と考えたから
- ・教育課程の改善・充実に有効と考えたから
- ・生徒指導上の課題解決に有効だと考えたから
- ※ 回答数の多かった上位7項目を記載

また、同調査によると、コミュニティ・スクールに指定された学校（校長が回答）において、以下のような成果認識が明らかとなっている。

- ・学校と地域が情報を共有するようになった
- ・地域が学校に協力的になった
- ・特色ある学校づくりが進んだ
- ・学校関係者評価が効果的に行えるようになった
- ・地域と連携した取組が組織的に行えるようになった
- ・子供の安全・安心な環境が確保された
- ・管理職の異動があっても継続的な学校運営がなされている
- ・学校が活性化した
- ・保護者・地域による学校支援活動が活発になった
- ・学校に対する保護者や地域の理解が深まった
- ・校長・園長のリーダーシップが向上した

※ 成果認識が7割を超えるものについて割合順に記載

さらに、同調査によると、地域との連携により学校運営の改善が図られる中で、教職員の意識改

革や、学力や学習意欲の向上、生徒指導上の課題の解決等の成果認識があるほか、学校を核とした協働活動が行われることに伴って、地域の教育力の向上や地域の活性化などの成果認識も明らかとなっている。

同様に、教育委員会に対しても、コミュニティ・スクールの導入による成果を調査したところ、概ね同様の項目において、成果認識が高いことが明らかとなっている。

2.3 「学校運営協議会」及び「地域学校協働本部」実施状況調査結果と課題

コミュニティ・スクールの導入・運営に当たっての課題認識として、2011年度に実施したコミュニティ・スクールに関する実態調査¹⁾によると、指定校（校長が回答）において、以下の課題認識が示されている。

- ・学校運営協議会に対する一般教員の関心が低い
- ・学校運営協議会の存在や活動が保護者・地域にあまり知られていない
- ・会議の日程調整・準備に苦勞する
- ・管理職や担当教職員の勤務負担が大きいの
- ・委員謝礼や活動費などの資金が十分でない
- ・適切な委員の確保・選定に苦勞する

※ 課題認識が5割を超えるものについて割合順に記載

また、27年度調査によると、コミュニティ・スクール未指定の教育委員会において、導入していない理由として、以下のような理由が挙げられている。

- ・学校評議員制度や類似制度があるから
- ・地域連携がうまく行われているから
- ・すでに保護者や地域の意見が反映されているから
- ・コミュニティ・スクールの成果が明確でないから
- ・学校支援地域本部等が設置されているから

この他、少数であるものの、管理職や教職員の負担が大きくなる、学校運営協議会委員の人材がいなといった理由や、任命権者の人事権が制約される、特定の委員の発言で学校運営が混乱するといった理由が挙げられている。

3. 「地域学校協働活動推進員等」の役割

3.1 「地域学校協働活動推進員等」の配置

2017年3月に改正された社会教育法において「教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う」ための「地域学校協働活動推進員」が法制化された。

地域学校協働活動とは、「地域と学校がパートナーとなり、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動」のことである。具体的には協働活動（地域人材の育成、郷土学習、協働防災訓練、登下校の見回り等）、体験活動（社会奉仕体験活動、職場体験活動等）、放課後等の学習活動が想定されている。

活動の場としては、学校だけでなく社会教育施設も含まれている。その活動は児童生徒の学び（学校教育）であると同時に、保護者や地域住民の学びや生きがいづくり（社会教育）という側面ももっている。

2023年度における「地域学校協働活動推進員等」の配置人数⁵⁾は33,399人で、2022年度より445人増であり、1,583自治体（87.3%）の配置になっている。一方で、自治体から「地域学校協働活動推進員」として委嘱された人数は、前述の1,583自治体のうち755自治体（41.6%）である⁵⁾。

今般の社会教育法の改正は、地域コーディネーターなどの名称で学校への支援活動をしている人たちを、「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することにより、法的な裏付けをもった存在にすることを企図していることを踏まえると、「地域学校協働活動推進員」の選考基準を明確にすることも今後の課題であると考ええる。

3.2 「地域学校協働活動推進員等」の方向性

文部科学省は地域学校協働活動推進員に次のような役割を期待している。

- ・地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ・学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- ・地域ボランティアの募集・確保
- ・地域学校協働本部の事務処理・経費処理

・地域住民への情報提供・助言・活動促進等

このような役割は、これまで各学校がその役割を担っていることが多く、またとても労力の要る仕事である。地域学校協働活動推進員がその役割を主体的に担ってくれば、協働活動が充実し、学校の働き方改革に寄与することも期待できる。

そのため、委嘱にあたっては、教育委員会が地域学校協働推進員の処遇や役割等を明確にし、文書で行うことが適切と言える。

3.3 コミュニティ・スクールとの関係

現在、学校と地域の関係性を一層強化し、双方の連携・協力の下で教育活動の充実を図ろうとする改革が多岐に展開している。例えば、「社会に開かれた教育課程」や「地域とともにある学校」「コミュニティ・スクール」はその主たるものである。

とりわけ、コミュニティ・スクールの中核である学校運営協議会を構成するメンバーに地域学校協働活動推進員が含まれていることは重要な意味をもっている。学校運営の基本方針を承認し、学校運営への必要な支援等について協議する場に地域学校協働活動推進員が加わることによって、ここでの検討・決定事項が円滑かつ効果的に協働活動として実施されるという流れをつくるのが容易になるからである。

図1に照らし合わせて考えると、文部科学省は、学校と地域の協働体制についてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部（幅広い地域住民や団体等の参画により形成されたゆるやかなネットワーク）を両輪に据えたイメージ図を描いている。地域学校協働活動推進員は両方の主たる構成員として存在し、学校と地域をつなぐハブとして機能するのである。

政府は2022年度までに、全小中学校区において地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動の推進を政策目標として掲げてきた。文部科学省の調べによると、2023年5月1日現在、全国の義務教育段階の学校における地域学校協働本部の設置率は71.7%（前年度比2.5%増）、教育委員会から委嘱された地域学校協働活動推進員数は13,144人（前年度比で1,764人増加）であり、地域差も大きいというのが実情である。

一方、地域学校協働活動推進員の配置は地域学校協働活動の充実という点で有意義であるとの成果認識はすでに明らかにされており、その配置拡充の必要性は増している。そのためには、地域学校協働活動推進員を地域の中から掘り起こし、彼らに対して物的・財政的支援や力量形成を含めた人的支援が欠かせない。例えば、消耗品や交通費、活動に対する報酬を適正に支給し、権限と責任を明確にする工夫が必要である。また、期待する役割を明示したハンドブック等の作成、メンバー同士の情報交換の場の提供なども必要である。

しかし、これらについて各学校のみで対応することは困難であり、ポイントは、学校任せにせず各教育委員会が主体性をもって展開するということとなると考える。

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の充実、地方創生の推進という方針に基づいている。学校、地域住民そして行政が共に手を携えた学校づくりと地域づくりの一体的推進が求められているといえる。

4. 地域学校協働活動推進員を活用した実践

4.1 春日市の実践事例

春日市では、コミュニティ・スクールの取組を充実させるため、地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を全小・中学校に配置している。⁶⁾

地域コーディネーターは、社会教育法に基づき、教育委員会が委嘱し、主に各学校で活動している。学校と家庭・地域（自治会など）の間に立ち、意見や要望、連絡事項などを取りまとめ、両者の連携を強化したり、人脈を生かして学校支援ボランティアやゲストティーチャーを増やしたりする役割を担っている。（図2）

春日市のコミュニティ・スクールは、学校・地域の特色を生かし、それぞれの学校ごとに内容の異なる、多彩な教育活動を行っている。その長所を生かすため、春日市では地域コーディネーターの役割を大きく3つ定めている。

具体的な活動については、効果的なものとなるように各学校で工夫している。



図2 春日市のコミュニティ・スクール体制図

4.2 地域コーディネーターの役割⁶⁾

4.2.1 教育活動などの支援

教育課程内外における学校と地域・家庭が協働する教育活動について連絡調整などの支援を行っている。



▲調理実習など保護者・地域ボランティアの募集と当日の受付



▲地域の高齢者との交流など自治会との連絡調整



▲地域コーディネーターの人脈を活用し、大学生・高校生や地域人材による学習支援を実施

4.2.2 学校や地域の情報収集・発信

コミュニティ・スクールの活動を地域や保護者に広く知ってもらうため、学校や地域の行事などを数多く取材し、地域コーディネーターが作成した「コミュニティ・スクールだより」を発行したり、児童向け地域情報掲示板などを昇降口に掲示する。

また、自治会を訪問して情報収集や意見聴取を行うなど、学校と家庭・地域の間の情報連携を促進する。

4.2.3 学校運営協議会への参加、運営支援

学校運営協議会に委員として参加し、地域コーディネーターの活動報告や会議進行、議事録作成などの会議の運営支援を行っている。

5. これから求められ「地域学校協働本部」

5.1 「地域学校協働本部」の役割

「地域学校協働本部」とは、多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、平成27年の中央教育審議会の答申で提言されたのである。連携の体制は様々な形態があり得るため、「地域学校協働本部」について法律上の規定はないが、改正後の社会教育法の第5条及び第6条の規定では、教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供するに当たって、地域住民等と学校の連携協力体制の整備が求められており「地域学校協働本部」の整備のための支援もその取組の一つである。

「地域学校協働本部」の整備にあたっては、図3のように、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」を推進し「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、

- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動（より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ③ 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

の3要素を必須とすることが重要である。⁷⁾

学校支援地域本部等がすでに構築されている地域においては、その体制を基盤として、コーディネ

ネット機能の強化、より多くの地域住民等の参画による多様な活動の実施、活動の継続的・安定的実施を目指して、「地域学校協働本部」へと発展させていくことが期待される。地域が学校・子供たちを応援・支援する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動の充実に向けて、取組を推進していくことが重要である。

また、従来の個別の活動を、総合化・ネットワーク化し、組織的で安定的に活動を継続できるような仕組みを整えることが重要である。このためには、活動に関わる地域住民や学校が、どのような将来構想のもとにそれぞれの活動を実施しているのかを把握し、総合的な視点による活動を推進することが大切である。

今後、より幅広い地域住民等の参画を推進し、

活動の幅を広げ、多様な取組を実施できるような体制を整えるため、これまでの活動を支えてきた地域住民等と新たに参画する地域住民等が協力しそれぞれの経験や知見を尊重し合いながら地域学校協働活動に取り組むことが期待される。

これまでに学校支援地域本部のような活動が十分に行われていない地域においては、まずは最初の第一歩として、放課後や土曜日等の教育・学習支援活動、登下校の見守り、学校周辺環境整備等の地域の特性に応じた何らかの実行可能な活動から着手し、徐々に活動の幅を広げ、「地域学校協働本部」に発展していくことが期待される。

5.2 「地域学校協働本部」の期待される効果

5.2.1 子どもにとって

専門的な知識や技能を持った地域住民等とのふ

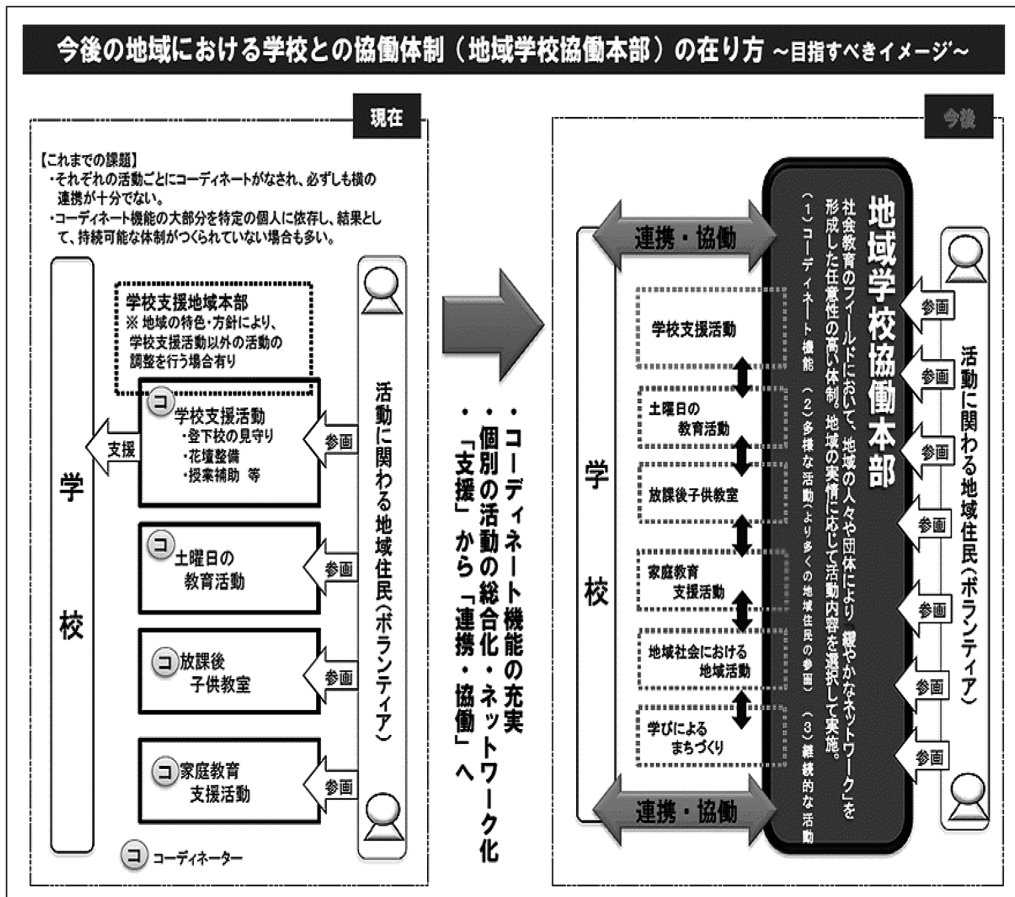


図3 今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方

れあいを通じて、学びや体験活動が充実するとともに、地域の人々と顔見知りになり、地域の担い手としての自覚が高まる。また、多様な経験を積むことことで、学習意欲が喚起され、自ら課題を解決しようとする資質や能力が育まれる。

5.2.2 学校にとって

地域住民等の理解と協力を得て、地域資源を生かした授業づくりが進められる。また、学校支援ボランティアが組織化されると、教員の異動に関わらず、持続可能な学校支援体制が担保される。

子供の教育を保護者や地域住民等とともに担うことで、ひいては教員の負担軽減につながり、子供と向き合う時間が増える。

5.2.3 地域にとって

地域住民等が自らの経験や知識を子供の教育に生かすことで、生きがいや自己実現の機会や場がえられる。

地域の子供と顔見知りになり、ひいては、地域住民同士も顔と名前が一致する関係が進む。学校を舞台に地域の緩やかなネットワークが形成され新たな地域コミュニティがえられる。

6. コミュニティ・スクールの継続した実践⁸⁾

春日市立春日西小学校は、2006年4月に「地域運営学校」として文部科学省研究指定を受け、図4の第1ステージとして「レインボープロジェクト」を立ち上げた。

学校・家庭・地域の各7つの「レインボー・プロジェクト」と子育てのねらいを学校・家庭・地域

【自ら考え行動する子ども】→ 学校【実力の育成】

＜学校のレインボープロジェクト＞	学年独立経営
プロジェクト1 「生徒指導の機能を生かした授業をつくらう」	(研究推進委員会)
プロジェクト2 「基礎・基本の徹底と定着を図らう」	(学年独立経営プロジェクト会議)
プロジェクト3 「読書活動を充実しよう」	(図書館教育推進委員会)
プロジェクト4 「心と体の健康を育てよう」	(すこやか委員会)
プロジェクト5 「熱中して「働く場」をつくらう」	(清掃指導推進委員会)
プロジェクト6 「外部評価と情報公開を推進しよう」	(学年独立経営プロジェクト会議)
プロジェクト7 「家庭・地域と連携し、子どものよりよい学びの環境、安全な環境をつくらう」	(学年独立経営プロジェクト会議)

【自ら考え行動する子ども】→ 家庭【生活力の育成】

＜家庭のレインボープロジェクト＞	PTA運営委員会
プロジェクト1 「家族の一員としての『働く場』をつくらう」	(PTAベルマーク委員会)
プロジェクト2 「基本的な生活習慣を身につけよう」	(PTA健康委員会)
プロジェクト3 「マナー・モラルを向上しよう」	(PTA本部担当)
プロジェクト4 「メディアとのよりよい関係をつくらう」	(PTA広報委員会)
プロジェクト5 「家庭学習、読書の習慣をつくらう」	(PTA研修・図書委員会)
プロジェクト6 「家族間コミュニケーションをつくらう」	(PTAゆめまつり委員会)
プロジェクト7 「地域とのつながりをもとう」	(PTA地区委員会担当)

【自ら考え行動する子ども】→ 地域【社会力の育成】

＜地域のレインボープロジェクト＞	自治会・公民館
プロジェクト1 「地域の中に子供の遊び場をつくらう」	↓ ↑ ・子供会 ・婦人会 ・老人会 等の団体・機関
プロジェクト2 「地域の大人と子供がふれあえる場をつくらう」	
プロジェクト3 「子供のボランティア精神を促進する場をつくらう」	
プロジェクト4 「地域の指導者・ボランティアの人材バンクをつくらう」	
プロジェクト5 「温かく、規範意識の高まりを促す」	
プロジェクト6 「安全で防犯意識の高まりを促す」	
プロジェクト7 「地域の組織のネットワークをつくらう」	

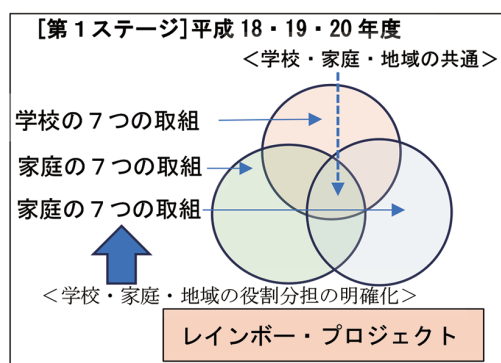


図4 第1ステージ「レインボー・プロジェクト」

の役割分担を明確化して取り組んだ。

2008年11月にコミュニティ・スクール研究発表会を主題「今が旬！！コミュニティ・スクールの実践」として実施した。2015年10月には、春日西小学校学校支援地域本部を設置した。

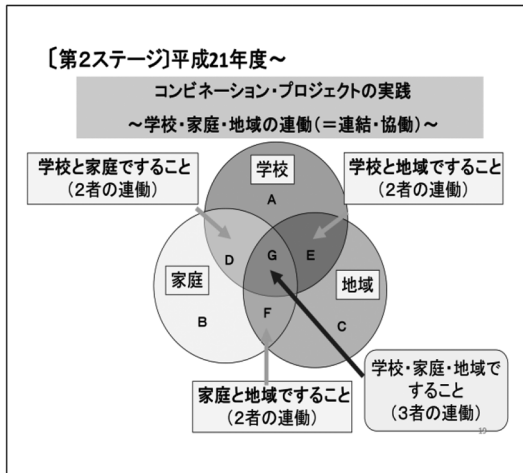


図5 第2ステージ「コンビネーション・プロジェクト」

2009年に「コンビネーション・プロジェクト」の実践として、学校・家庭・地域の連働(連結・協働)を2者の連働と3者の連働を組み合わせて取り組んできたことが以下の内容である。

<2者連働による取組>

「学校と家庭」のコンビネーション・プロジェクト

「メディアとのよりよい関係をつくりながら家庭学習と読書の習慣をつくろう」

「学校と地域」のコンビネーション・プロジェクト

「西っぴい先生を充実させよう」

「家庭と地域」のコンビネーション・プロジェクト

「公民館寺子屋をつくろう」

<3者連働による取組>

「学校・家庭・地域」のコンビネーション・プロジェクト

「『地域を生かす』『地域を学ぶ』『地域と学ぶ』『地域に還元する』ことのできる

授業を開発しよう」

以上の第1ステージと第2ステージを踏まえて、コミュニティ・スクールの成果認識を短期的成果、中期的成果、長期的成果に分類すると次のようになる。⁹⁾

① 短期的成果

- ・学校に対する保護者や地域の理解の深まり
- ・学校と地域が情報共有
- ・教職員の子供と向き合う時間の増加
- ・教職員の意識改革

② 中期的成果

- ・保護者・地域による学校支援活動が活発に
- ・地域が学校に協力的に
- ・学校関係者評価が効果的に実施
- ・特色ある学校づくり
- ・地域連携の取り組みが効果的に
- ・家庭の教育力が向上

③ 長期的成果

- ・学校が活性化
- ・地域が活性化
- ・保護者が学校に協力的
- ・児童生徒の学力向上
- ・生徒指導の課題解決
- ・児童生徒の学習意欲向上
- ・地域教育力が向上
- ・保護者や地域からの苦情が減った
- ・適切な教員人事が実現

7. おわりに

学校現場では、グローバル社会の中で働き方改革など、時代の要請と向き合わなければならない。一方で、学校には、子供一人一人の人格形成を図る大切な役割を担っている。

このような中で、現行制度における学校運営協議会は、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域住民や保護者のニーズを的確かつ機動的に反映させることで学校の管理運営の改善を図るというガバナンス強化を目的として導入されたものであることから、ややもすれば、学校が地域住民や保護者の批判的となるのではないかといった印象を持たれてしまうことがある。

しかし、各学校の運営に保護者や地域住民が参

画することを通じて、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことが期待されるものであり、そうした理念の適切な浸透を図っていく必要がある。

このため、学校が抱える課題の解決を図り、子供たちの教育活動等を一層充実していく観点から学校運営協議会制度について、これまでの役割を重視しつつ、学校運営の最終責任者である校長を支え、応援することで、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するという役割を明確化していく必要がある。

複雑化・多様化した課題を抱える学校を変え、学校の教育力を向上させていくためには、校長のリーダーシップは当然必要不可欠であるが、チーム学校としての教職員の子供と向き合う教育に対する意欲や情熱を大切にしなければならない。

チーム力こそ一層発揮される環境を整備するとともに、自らが学校の運営に積極的に参画することによって、学校をよりよいものにしていくという当事者意識と意欲を持ち、学校とともに行動していける人材を確保していく必要がある。

今後の課題としては、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを組み合わせることで実施することである。中学校区で一つの学校運営協議会を置くことが有効であるが、現行の地教行法では学校運営協議会は各学校に設けることとなっていることから学校ごとに学校運営の基本方針を別々に承認することとなり、9年間を通じた方針・目標等の共有がしにくいという課題がある。このため、小・中学校の学校運営協議会をリンクさせるために学校運営協議会委員全員を関係する全ての学校の委員として併任させたり、各学校に協議会を設けた上で、更にその上に小中合同の会議を開催したりするなどの工夫を講じている例もあるが、委員や事務局となる学校の大きな負担につながっている。

また、子供たちの生きる力は学校だけで育むものではなく、地域や社会の多様な人々と関わり、育まれるものであることは、どの段階においても変わるものではない。地域や社会を支える子供た

ちを育成していくためにも、学校種の特性を生かしつつ、幼児・児童・生徒の発達段階等に応じて地域や社会との協働体制を構築していく必要がある。

参考・引用文献

- 1) 第2章「これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について」 第1節 コミュニティ・スクールの意義・理念等
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/attach/1366007.htm
- 2) 文部科学省「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について」、2018年11月30日閲覧
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/
- 3) 文部科学省、前掲書より転載、
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community
- 4) 佐藤晴雄『コミュニティ・スクールの全貌—全国調査から実相と成果を探る—』風間書房、2018年、pp.125-128。
- 5) 令和5年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査
https://www.mext.go.jp/content/20231128-mxt_chisui02-000032854_1.pdf
- 6) 春日市 地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）
<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/kosodate/eschool/comschool/1008764.html>
- 7) 学校と地域でつくる学びの学校 文部科学省
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/cs-torikumi/kyodo.html>
- 8) H25.10.7 東松島市「コミュニティ・スクール」に関する研修会資料「地域とともにある学校づくり（学校運営に求められる PDCA サイクルとコミュニティ・スクール）」
文部科学省初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付 出口 寿久
- 9) 「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」（平成23年度 文部科学省委託調査研究報告書）2012、コミュニティ・スクール研究会編著